

日程第20 委員会提出議案第1号 橋本市
手話言語条例について

○議長（中本正人君）日程第20 委員会提出議案第1号 橋本市手話言語条例についてを議題といたします。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております委員会提出議案第1号については、会議規則第37条第2項の規定により、委員会に付託いたしません。

これより、討論に入ります。

討論する方ありませんか。

1番 松浦君。

〔1番（松浦健次君）登壇〕

○1番（松浦健次君）私は、橋本市手話言語条例案に賛成の立場から討論いたします。

聾者は物の名前、抽象的な概念等を、手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声のかわりに用いて、思考と意思疎通を行っております。ところが、手話に対する理解はまだ不十分です。現状では手話を使える人が少なく、聾者が情報を手に入れたり、聾者以外の者との意思の疎通を図ることが容易ではありません。このことが日常生活や社会生活を送る上での苦労や、聾者に対する偏見の原因となっております。

手話言語条例は、手話が聾者と聾者以外の者とのかけ橋となり、聾者の人権が尊重され、聾者を聾者以外の者が互いを理解し、楽しく生きる社会を築き促進するために欠くことのできない、極めて大切な制度であります。

議員の皆さま方のご賛同を心よりお願い申し上げます。

学校でも、公園でも、スーパーマーケットでも、市役所でも、公民館でも、駅でも、どこでも楽しそうに、ごく自然に手話による会話が弾んでいる光景を夢見て、皆で力を合わせて頑張ろうではありませんか。

○議長（中本正人君）ほかに討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、委員会提出議案第1号 橋本市手話言語条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中本正人君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。